

年次有給休暇

就業規則 第 41 条

職員は、採用の日から起算した年次ごとに全労働日の 8 割以上出勤した場合、勤務年数に応じた下表の日数の年次有給休暇を取得することができる。

(所定労働日数) (年間所定労働日数)	勤続年数 (年)						
	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5 以上
	付与日数						
所定労働時間が 週 30 時間以上の者	10	11	12	14	16	18	20

- 年次有給休暇の付与日に関しては、入職日より 6 か月経過時に 10 日を付与し、その翌年からは 1 月 1 日を付与日とし、当該年に該当する日数を付与する。
- 年次有給休暇は、次のいずれかの方法により取得するものとする。
 - 1 日単位
 - 半日単位
- 職員が欠勤した場合であって、年次有給休暇に振り替えることを申し出た場合には、やむをえない事由があると法人が判断した場合に限り、これを認める。
- 連続した年次有給休暇を取得する場合、当該期間中に休日がある場合には、その日は年次有給休暇の日数に含まれないものとする。
- 年次有給休暇の取得を希望する場合には、前月末日までに所属長宛に届け出なければならない。
- 法人は、職員の年次有給休暇の取得申出に対し、事業の正常な運営が妨げられると判断した場合には、これを変更することができる。
- 年次有給休暇は前年に付与された日数分に限って、繰り越すことができる。
- 年 10 日以上年次有給休暇が付与される職員に対しては、年次有給休暇のうち 5 日間は基準日から 1 年以内に職員の希望を聞いたうえで時季を指定して付与するものとする。ただし、計画的付与により取得した場合及び本人が時季を指定して取得した場合は、その日数分を 5 日から控除するものとする。

年間休日数

就業規則 第 31 条

休日は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日における年間の総休日数を 118 日となるように勤務割に示す。

- 固定休日は、原則として日曜日とする。

ただし、日曜日を固定休日と定めることに適さない事業所においては本項は適用しない。
- 指定休日は、事業場毎に定める休日をいい、各事業場とも次の基準に従い、勤務割に具体的な休日を特定して示すものとする。

ただし、前項ただし書に該当する事業所においては、4 週間を通じて最低 4 日以上以上の休日を確保した上で、年間の総休日数が 118 日となるように勤務割に示すこととする。この場合の 4 週間の起算日は、毎年 1 月の第 1 日曜日とする。

 - 土曜日に相当する日数
 - 国民の祝日（土日、年末年始との重複除く）に相当する日数
 - その他調整休日（年末年始・夏休みに相当する日数）